

## ものづくり特許戦略 —基本事項からビジネス戦略まで—

社団法人発明協会 京都支部 業務部長 近藤 健三氏

3月11日（木）食事苑京阪において、特別プロジェクト・ものづくり研究会の第35回研究例会が開催されました。今回は、ものづくりを進めていくための重要な要素である「特許」をテーマに、（社）発明協会京都支部業務部長の近藤健三氏からお話をうかがいました。

### ○知的財産権と工業所有権

ご存じのとおり特許法は工業所有権の一つですが、企業活動の中では知的所有権あるいは知的財産権とか無体財産権という、より大きな枠組みの中でとらえられることが多くなってきました。これはつまり、頭を使って考え出したものすべてが企業活動上の保護や管理の対象となってきていることを意味し、そこには営業上の情報や製造のための図面や各種ノウハウも入っています。



知的所有権の保護に関しては、年々その対象が拡大しており、コンピュータ・プログラム（著作権法）、半導体チップ（IC回路配置法）、営業秘密（不正競争防止法）、植物品種（種苗法）も対象に含まれるようになりました。

工業所有権には、特許、実用新案、意匠、商標の4つがあり、それぞれに権利の存続期間が定められています。みなさんにとって一番重要なのはやはり特許ですが、申請すれば必ず登録されるというわけではなく、内容の厳しい審査がありますし、特許登録されても一定期間を経過すると誰でもが使えるようになるので、本当に大切にしておきたい技術などについては、その扱い方をよく検討する必要があります。一方、現在の実用新案は、内容の審査は行われませんので、基礎的な要件と方式に不備が無ければ出願したものは全てが登録されます。したがって、競合の厳しいビジネスにおいてはあまり実効性を持っていないというのが実情です。その点ではむしろ、デザインを対象とする意匠、製品や店舗などの名称を対象とする商標の方が役に立つかもしれません。

商標は10年ごとに更新すれば半永久的に権利を持ち続けることが可能であり、「宅急便」や「修理」のように形のないサービス（役務）にも名前をつけて登録することができます。商品の販路を拓くうえで名称は重要ですし、新たに名前を付ける際にはすでに同じものが登録されていないかどうかを気を配る必要があります。

### ○特許法における「発明」の位置づけ

特許法の目的は、「一定期間独占的使用権を与えて、発明の保護と利用を図ることにより、産業の発達に寄与すること」（第1条）とあり、開発者の意欲をそがないようにするという側面があります。

また、特許法における「発明」とは、「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの」（第2条）をいい、「発明の特許の要件」（第29条）として、「産業上利用できること」「新規性があること」「進歩性があること」などがあげられています。

実際の審査では、もちろん技術的な高度さや創造性も重要視されますが、それを使うことによって効率化が図れるとか、作業が速くなるとか、品質がよくなるとか、産業上著しい効果がある新しいものが特許性のあるものとみられるようです。

いずれにしても、特許を申請してから登録されるまでには最低でも2年はかかりますから、必要だと思われただけで出願された方がいいでしょう。手続きについては、プロの弁理士に依頼されたほうが簡単で確実ですが、費用面を考えられるなら自分で出願することも出来ます。

また、「発明の特許の要件」としては、「先願の明細書に開示されていないこと」「最先の出願であること」も求められますので、すでに同様の特許や実用新案が出願されていないかどうかを確かめるための先願調査が欠かせません。

発明協会では、特許の出願に関するご相談や特許情報の入手に関するご要望にお応えしておりますので、気軽にご利用いただければと思います。

知的所有権法の種類		工業所有権の存続期間									
知的所有権法	工業所有権法	特許法	<table border="1"> <tr> <td>特許権（発明）</td> <td>20年</td> </tr> <tr> <td>実用新案権（考案）</td> <td>6年</td> </tr> <tr> <td>意匠権（意匠）</td> <td>15年</td> </tr> <tr> <td>商標権（商標）</td> <td>10年 (更新登録が可能)</td> </tr> </table>	特許権（発明）	20年	実用新案権（考案）	6年	意匠権（意匠）	15年	商標権（商標）	10年 (更新登録が可能)
		特許権（発明）		20年							
実用新案権（考案）	6年										
意匠権（意匠）	15年										
商標権（商標）	10年 (更新登録が可能)										
		実用新案法									
		意匠法									
		商標法									
	不正競争防止法 著作権法 半導体回路配置法 種苗法										

### ○特許情報と企業戦略

特許に関する情報開示は年々強化されており、膨大な資料の中からテーマを絞り込んで検索できるようデジタル化が進められてきました。特許庁ではインターネットのホームページ上に「特許電子図書館」を開設していますし、私どもの京都府知的所有権センターでは、無料で特許情報検索システム「PSEARCH」によって特許情報を効率的に閲覧できるようにしています。これらはいずれも、データベースから要約中のキーワードや出願人、登録された時期など色々な検索項目で情報を引き出すことが可能です。

こうした特許情報を閲覧することによるメリットは、特許を申請する前の先願調査に役立つということだけではありません。明細書を読めば、最先端の技術に一足飛びで到達できるわけですから、開発者の方がこれらの資料にふれることは大変な刺激になると思います。特許情報には、開発にあたった技術者の本音が書かれてあり、その会社が進もうとしている方向が明確に現れているのです。つまり、技術戦略ばかりかビジネス戦略までが公然と記されているわけですから、まさに“宝の山”だといえます。

### ○ベンチャービジネスと特許戦略

特許とは、開発された技術を発明として差別化し、販路の拡大と取引の円滑化を図るとともに、これを保護するうえで重要な手段であるといえます。また、特許情報を通じて先端の技術や他社の動向を学び、企業戦略に役立てることも非常に重要で、そのための環境もかなり充実してきました。

一方、特許に関するトラブルの防止も企業の危機管理の大きな要素となっており、常に最新の情報を入手しながら対策を講じる手段を確立しておくことが大切です。

また、特許を有効に活用する方法は、開発された企業が発明を独占することだけではありません。長期的な視野でみれば、特許を他社にロイヤリティーベースで許諾して相乗的に市場の拡大を図り、その収入によってさらに付加価値の高い研究開発を進めていくということも非常に有効ですので、企業としてより効果的な戦略を考えていかれてはどうかと思います。

(社)発明協会 京都支部  
(京都府知的所有権センター)

#### 主要事業

CD-ROM広報閲覧整備事業  
特許情報提供事業  
特許情報検索に関する指導・相談事業  
特許情報有効活用モデル事業

住所 〒600-8813 京都市下京区中堂寺南町17番地  
京都リサーチパーク内

京都高度技術研究所ビル4階

TEL 075-315-8686

FAX 075-321-8374